

「働きやすさ」と「働きがい」の両立を目指して

管内の各小中学校、義務教育学校、特別支援学校におかれましては日頃より働き方改革の推進について実態に応じて取り組まれていることに感謝申し上げます。県北教育事務所では8月25日(月)、26日(火)に管内4市教育委員会を訪問し、「働きがいのある職場環境づくり」をテーマとして「働き方改革アクション会議」を実施しました。会議では「働きがいのある職場環境づくり」についての取組状況について協議し、「働きやすさ」と「働きがい」の両立について共有しました。各学校におかれましては、「各学校の取組」をご確認いただき、引き続き働き方改革を推進されますようお願い申し上げます。

各学校の主な取組

1 同僚性の構築（風通しの良い職場環境）

- 職員室等の環境整備→若手教員がミドルリーダーやベテランに相談しやすい環境整備、業務の効率化、SCを活用し、教職員が相談できる体制の整備
- 一人一人の働き方に合わせた管理職の温かな声掛け
- ICTを活用して「知りたいこと」「困っていること」等をオンラインの掲示板に入力し、少人数で対話を行う→若手教員も安心して教育活動に取り組むための手立て

2 組織力の向上（チーム対応、組織的な取組、業務の見直し）

- 小学校における教科担任制の導入や交換授業の実施→教材研究時間の確保と専門性を生かした教科指導の充実
- 中学校での部活動の見直し→日課の工夫、オフシーズンの設定
- 日課表の見直しと5時間授業月間の実施→心身の余裕、業務時間の確保
- 得意分野を生かしたプロジェクトチームによる組織的な取組→協働性の構築や自己有用感を高める
- GSの機能をいかし、授業支援や共同活動に取り組む
- チーム担任制の導入→情報共有とコミュニケーションの構築
- 職員会議のペーパーレス化、各種便りのメール配信
- 家庭との連絡方法の電子化→健康観察アプリ等の導入による業務縮減
- 指導者用デジタル教科書の整備（小・中学校）



Work Life Balance

3 教職員の資質向上（研修等の推進）

- 学校課題研究で各自がテーマを設定し一人1研究の実施→授業力の向上と勤務意欲の向上
- ローテーション授業の実施→管理職も示範授業を行い若手教員の資質向上を目指す

4 ワークライフバランス

- 健康と家族を考えたワークライフバランス→健康や家族を優先できるように定時退勤日を設定
- 勤務時間インターバル制度の推進→勤務と勤務の間に11時間のインターバルをとるように助言
- 定時退勤自己申告制度の導入→タイムマネジメントを推奨

各市教育委員会の主な取組

- 新規採用教員研修講座→人間関係づくりにつながるグループワークと学校間のつながりを目的とした研修の実施
- 2学期制の導入、通知表の見直し・簡略化（所見の見直し）→バランスの取れた教育活動の推進
- ICT（Microsoft Forms 等）を活用したアンケート調査の実施→集約事務の負担軽減
- 定期的な校長面談と学校訪問→働き方改革の意識向上
- インターネットバンキングの導入、留守番電話の設置、給食費の完全無償化（公会計化）
- 単元構想シートの活用→校内における人材育成と授業づくりの手立て
- 授業力向上研修→研究主任を対象とした校内研修の進め方の研修
- 希望する教員が誰でも参加できる自主研修会の開催
→事前申し込み不要、遅れての参加や途中退出も可能等とすることで、気軽に参加できるような研修
- 土曜日、日曜日の部活動なしに向けた部活動の地域展開
- デジタル教科書や電子黒板の設置→教材作成時間の簡素化
- 市独自の学校サポート人材の配置
→教職員の負担軽減、学校教育の活性化



PTA や地域の主な取組

- 校内フリースクールへの支援→学校ボランティアによるフリースクール支援
- 学校ボランティアによる朝や下校指導補助→下校後の時間の確保（職員会議、研修事務等）
- 部活動地域展開に向けた土曜日、日曜日の中学生の地域活動の受入れ（総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団、文化少年団、職業少年団等）
- PTA活動等の見直し→PTA組織のスリム化（統合）による負担軽減
- 市PTA連絡協議会と教育委員会の連携（課題の共有及び支援等の依頼）
→学校への協力・支援体制の確立による教職員の負担軽減
- コミュニティスクールの活用



中教審「答申」のポイントから

- | | | |
|-----------------|---|---------------------------------------|
| 1 働き方改革の更なる加速化 | } | 教師の業務負担の軽減と時間外在校等時間の縮減
→一体的・総合的に推進 |
| 2 学校の指導・運営体制の充実 | | |
| 3 教師の処遇改善 | | |

「教職の魅力向上」・「教職生涯を通じて学び続けることができる環境整備」
学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律に関する取組説明会」（令和7年7月10日 文部科学省）資料より抜粋